

5. 地下水汚染の状況

1 目 的

水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定により策定された平成 26 年度地下水の水質測定計画に基づき、地下水の水質汚濁の状況を常時監視するため、測定を実施しました。同法第 17 条の規定に基づき、測定結果を公表します。

2 測定期間 : 平成 26 年 6 月 (概況調査、継続監視調査)

3 測定内容等

(1) 測定地点 (表-1 参照)

概況調査は 9 地点の井戸 (ローリング方式による調査 : 5 地点、定点方式による調査 : 4 地点)、継続調査は 4 地点の井戸で測定しました。

(2) 測定項目 (表-2 参照)

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている項目について、ローリング方式による概況調査では全 29 項目、定点方式による概況調査では最大 16 項目を測定しました。

4 測定結果の概要

(1) 概況調査

① ローリング方式

5 地点で測定した結果、すべての地点で、環境基準を達成しました。

② 定点方式

4 地点で測定した結果、すべての地点で、環境基準を達成しました。

(2) 継続監視調査

4 地点で測定した結果、泉町下川の 1 地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 19mg/L (基準値 ; 10mg/L)、遠野町入遠野の 1 地点でふっ素が 4.6mg/L (基準値 : 0.8mg/L) 検出されました。

表－1 測 定 地 点

調査区分		測定地点
(1) 概況調査	① ローリング方式	平原高野
		平豊間
		内郷高野町
		三和町中寺
		遠野町入遠野
	② 定点方式	勿来町
		好間町小谷作
		瀬戸町
		山田町
(2) 継続監視調査	泉町下川	
	遠野町入遠野①	
	遠野町入遠野②	
	平下高久	

(注) 1 概況調査（ローリング方式）とは、市内を約 10km 四方のメッシュに区分し、山間部を除いた各メッシュから 1 地点の井戸を選定して、有害物質による汚染状況を調査するものです。

概況調査（定点方式）とは、有害物質を使用又は製造している工場・事業場等で汚染の可能性が高い、又は汚染予防の必要性が高い地域の井戸を選定して、有害物質による汚染状況を調査するものです。

2 継続監視調査とは、汚染地域において、汚染の動向と浄化対策による改善効果の確認などをするために経年的に調査するものです。

表－2 測 定 項 目

調査区分		測定項目
(1) 概況調査	① ローリング方式 (全 29 項目)	pH、カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン (計 29 項目)
	② 定点方式 (最大 16 項目)	
(2) 継続監視調査 (適宜)		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素 (計 2 項目)

(注) 概況調査 (定点方式) においては、表中の項目から対象事業場が使用しているものを選定して、また継続監視調査においては、汚染の認められた項目及び汚染の可能性が高い項目を対象として、それぞれ測定しています。